

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金に加入した時期は覚えていないが、親に勧められて加入した。加入手続及び保険料の納付は父親が行ったが、昭和36年4月に国民年金に加入すると同時に保険料を納付するものと思うが、なぜ国民年金保険料を徴収していないのか納付できない。

また、昭和36年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料が未納ということが作為的に思えるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に他界しており、当時の国民年金保険料の納付状況等について証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月8日にA市において払い出されていることから、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付できないものとなっており、申立人はA市外への住所変更は無いなど、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から49年6月まで

昭和40年10月に結婚し、A町（現在は、B市）に住んでいた。42年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は班費やほかの料金と一緒に班長が集金していた。

昭和44年10月からはC町（現在は、B市）に転居したが、同様に国民年金保険料は班長が集金し、自治会長がまとめて役所へ納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間が未加入期間であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月22日にA町からC町へ転居しているが、A町では申立人に係る国民年金被保険者名簿は作成されておらず、C町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は49年7月4日に任意加入として資格を新規取得していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人には国民年金の加入動機及び加入手続の時期に関する具体的な記憶が無く、申立期間に係る国民年金保険料の納付についてほかに証言を得られる者はいない。

さらに、申立人は、毎月班長が国民年金保険料を集金していたと記憶しているが、納付していたとする国民年金保険料の金額は不明であり、申立期間当時、A町では国民年金保険料のほかに水道料金、町民費、固定資産税等を各地区の自治会が集金していた上、申立人はC町で昭和49年7月から61年3月までの

国民年金保険料を納付していることから、当該集金や当該期間の記憶と錯誤している可能性を否定できない。

加えて、申立期間は約7年の長期間にわたる上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から55年5月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から55年5月まで

私は、集金人から「国民年金保険料について付加付きにされますか、どうされますか。」と尋ねられ、悩んだ挙げ句「付加付きにする。」と回答したことを覚えている。

集金人から勧められ生活が苦しい中、老後を考え無理して付加保険料の納付の手続をしたことを覚えており、申立期間が付加保険料を納付した記録になっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市では、付加保険料の収納に当たって、定額保険料と付加保険料を合算した金額の納付通知書を発行していたところ、申立人の妻が所持している申立人の申立期間に係る国民年金印紙代金納付通知書兼領収書の領収金額からは、納付された国民年金保険料は定額保険料のみであったことが確認できる。

また、A市が管理する申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録は、申立期間は定額保険料を納付した旨の記録となっており、社会保険庁の記録と一致する上、申立人が付加納付被保険者であったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人には、集金人から付加保険料の納付について尋ねられ、付加保険料の納付を選択し回答したとする記憶はあるものの、当該集金人の身分は不明であり、特定することもできないことから、付加保険料納付の勧奨等の経過について確認することができないなど、ほかに申立人が申立期間に係る付加保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年10月から21年10月まで

昭和12年3月にA株式会社へ入社したが、会社に在籍した状態で13年9月に軍に召集された後、17年7月に召集解除された。同年10月に再び召集され、軍令によりB国の同社C工場において砂糖キビ栽培や糖度検定を行っていた。

その後終戦となり、昭和21年8月に日本に帰ったが、申立期間はA株式会社に雇用されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容等から、申立人がA株式会社において勤務していたことは推測できるが、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、申立人が勤務していたとする工場のあったB国は厚生年金保険法（昭和19年9月30日までは労働者年金保険法）の適用を受けない地域であったことから、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

また、A株式会社は現存しておらず、同社の事業を継承していると推測される同名のA株式会社（昭和27年設立）の証言から、A株式会社は大正2年から昭和18年まで存続していたことはいくつかのものがあがるものの、現在のA株式会社は「当時のA株式会社に関する資料は戦争により焼失している。」としており、当時の同僚及び役員からも証言を得ることもできなかったことから、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除に係る事実が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から40年7月1日まで

A市にあったB社の同僚から、東京オリンピックになるとタクシーがもうかるから商売替えしようといわれ、一緒にC株式会社に入社した。入社時期は東京オリンピック（昭和39年10月）の半年前だったと思う。オリンピック期間中に、駅からD競技場まで何回か乗客を運んだ。

C株式会社は、昭和42年7月にD株式会社に吸収合併された。

給料は5万円から7万円の間ぐらいだったと思う。厚生年金保険料額は覚えていないが、控除されていたのは記憶している。申立期間の被保険者記録が無いのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人はC株式会社と推測できる事業所において昭和40年3月6日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、それ以前に被保険者資格を取得した記録は確認できない上、同僚からも申立期間当時、申立人がC株式会社に勤務していた旨の証言が得られないことから、勤務状況を確認できない。

また、複数の同僚はC株式会社に入社と同時に厚生年金保険に加入させられていなかった旨の証言をしており、同社においてはすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人が昭和40年7月1日にC株式会社において新規に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該記録に訂正した形跡等は見当たらず、不自然な点はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 16 日から 46 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 12 月 16 日から 54 年 12 月 21 日まで A 株式会社 に勤めていたが、厚生年金保険の加入記録が 46 年 2 月 1 日からとなっている。申立期間も正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和 45 年 12 月 16 日から 54 年 12 月 21 日まで A 株式会社において勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録、雇用保険の記録及び事業主の証言によると、複数の同僚は、入社後又は雇用保険の被保険者資格取得後に一定期間経過してから厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、事業主は「申立期間当時は正社員のほかパートタイマーやアルバイトを雇用しており、正社員についても試用期間を設けていたと思われる。」と証言しており、申立人が同じ所属であったと記憶する同僚については厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、A 株式会社においては、申立期間当時、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったこと及びすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人及び申立期間前の期間を含む昭和 45 年 8 月 18 日から 46 年 2 月 1 日までの期間に A 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚（4 人）について、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、46 年 2 月 1 日より前から厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、同原票の備考欄に「組合編入 46 2 1」との

記載が確認できる一方、申立人及び申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚に係る同原票には当該記載は見られない。

さらに、A株式会社は当時の資料の有無について、平成6年10月に合併しているため確認できないとしており、当時の状況を知ると推測される総務課長も既に亡くなっていることから、申立期間において厚生年金保険の加入条件及び申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができず、申立内容を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 10 日から同年 6 月 2 日まで

私は、A氏の紹介でB社への就職が決まった昭和 31 年 1 月に自宅のC市から姉の嫁ぎ先であるD市に転居し、同年同月 10 日から同社に勤務した。

昭和 31 年 2 月 10 日に、経理担当者から厚生年金保険への加入を打診されたので、加入する旨即答した。

昭和 31 年 2 月から厚生年金保険の被保険者であったことを示す資料は保管していないが、今でも厚生年金保険に加入したことを鮮明に記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元営業担当者（後に同社の事業主）及び同社で社会保険事務を担当していた者の「B社は、申立期間当時、縁故採用者に対しては採用後すぐに社会保険の手続を行っていた。」旨の証言に加え、元営業担当者は「A氏の紹介で申立人を採用したことに間違いない。」と述べており、申立人が縁故により採用されたことは推認される。

しかし、元営業担当者は「当時、縁故採用者に係る社会保険の適用時期は私が判断し、私から経理担当に当該手続の指示をしていた。申立人についても、採用後すぐに社会保険の手続を指示していたと思うが、申立人の採用時期等は、覚えていない。」と述べ、元社会保険事務担当者は「申立人の名前も、申立人が縁故採用者であったことも知らないし、元営業担当者から申立人に係る社会保険の手続を速やかに行うよう指示された記憶も無い。」と述べており、申立人が申立期間について厚生年金保険の被保険

者であったことが確認できない。

また、元営業担当者は「当時の事業主である父は既に亡くなっている上、社会保険や給与、人事関係資料等は全て廃棄しているため、申立人の申立てに係る周辺事情等は分からない。」と述べている。

さらに、申立人に厚生年金保険の加入を打診したとされる元同僚は高齢のため当時の記憶が無く、また、申立人が申立人と仕事の内容や雇用形態が同じであったとしている複数の元同僚は亡くなっており申立てに係る証言を得ることができない上、申立期間の始期の1年6か月前ごろから申立期間の終期までの間にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した14人は全員が申立人の名前を覚えておらず、申立てに係る周辺事情等を聴取することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は昭和31年7月1日(その後、資格取得日は同年6月2日に訂正)とされている上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の30年6月1日から31年6月2日までの間に資格を取得した者の中に、申立人の厚生年金保険被保険者期間を除いて申立人の名前は無く不自然な点も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から 12 年 1 月 17 日まで
私は、有限会社Aの代表取締役として、40年近く塗装業を営んできた。
有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 12 年 1 月 17 日以後に、申立期間に係る私の標準報酬月額が 50 万円から 9 万 8,000 円に減額されており、納得できない。申立期間に係る標準報酬月額を、当時の報酬に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の有限会社Aにおける平成 10 年 12 月から 11 年 12 月までの厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、50 万円と記録されていたが、同社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 12 年 1 月 17 日に、申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、有限会社Aの商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間以前から有限会社Aの経理事務及び社会保険関係の事務手続を担当していた申立人は、「申立期間当時、有限会社Aは厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料の解消について社会保険事務所の職員に相談した。」と述べ、社会保険事務所の担当者が申立人の自宅を訪問して聴取した結果を整理した質問応答書には、「滞納保険料があったので、遡及した記録訂正の届出を行った。」と回答しており、申立人は、自身の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されることについて同意していたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る滞納処分票事蹟欄の記述内容によると、申立期間から平成 16 年 6 月 1 日に国税徴収法第 153 条第

1項第1号の規定に基づいて滞納処分の執行が停止されるまで、申立人と社会保険事務所の職員とが同事業所の滞納保険料を解消するための相談を繰り返していた様子うかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。